

定款

一般社団法人ファルコン

一般社団法人ファルコン定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ファルコンと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を北海道函館市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、函館ラ・サール学園ラグビー部をサポートすること、ラグビー競技の普及・発展を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1)技術指導者の派遣
- (2)スポーツ、トレーニングに関するイベントの企画・開催
- (3)ラグビー大会の主催・運営
- (4)ラグビーアカデミーの運営
- (5)ラグビー関係者の遠征補助
- (6)運動場の環境改善・整備
- (7)ラグビーの普及・宣伝広告事業
- (8)その他法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の6種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1)正会員 当法人の目的に賛同し入会した者
- (2)生徒会員 函館ラ・サール中学・高校のラグビー部に所属する生徒
- (3)関係者会員 コーチ等として当法人に関わる者
- (4)保護者会員 生徒会員の保護者

(5)賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した者

(6)名誉会員 本法人及び函館ラ・サール学園ラグビー部に対して、著しい貢献があったと認められた者

(入会)

第6条 当法人の会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める、入会申込書あるいは電磁的方法により、申し込むものとする。

2 入会は、社員総会において定める会員規程（以下「会員規程」という。）に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費規程に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならぬ。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)退会したとき

(2)除名されたとき

(3)正当な理由なく 1 年間以上会費等を滞納したとき

(4)当該会員が死亡若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき

(5)その他、会員規定にて定められた事由

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数をもって、当該社員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の 1 週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)この定款その他の規則に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 正会員以外の会員が前項各号の一に該当する場合には、理事会の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、理事会の 1 週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、理事会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前 2 項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員喪失に伴う権利及び義務)

- 第 11 条 会員が第 10 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員として権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 社員総会

(構成)

第 12 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第 13 条 社員総会は、次の事項に限り決議する。

- (1)理事及び監事の選任又は解任
 - (2)定款の変更
 - (3)正会員の除名
 - (4)入会の基準並びに会費等及び賛助会費の金額
 - (5)解散及び残余財産の処分
 - (6)合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は事業の全部の廃止
 - (7)前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第 15 条第 3 項の書面又は電磁的方法に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。ただし、議事が緊急を要する場合は、当日総会出席者総数の 2 分の 1 以上の議決により議題とすることができます。

(種類及び開催)

第 14 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2)総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求が理事にあったとき。
- 4 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

- (1)請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合。
- (2)請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集)

- 第15条 社員総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面又は電磁的方法により、社員総会の日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

- 第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

- 第17条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第18条 社員総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するものとする。
- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面による議決権行使等)

- 第19条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(社員総会の決議の省略)

第20条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(社員総会運営規則)

第22条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。

第4章 役員等

(種類及び定員)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事 3名以上

(2)監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とし、複数名を一般法人法第91条第1項第2号に規定する執行理事とすることができる。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって各々選任する。

2 代表理事及び執行理事は、理事会において選定する。

3 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。

4 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 理事については、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

6 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、執行理事の内から理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1)理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2)この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3)社員総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4)理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5)前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6)理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7)理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8)その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、その退任した役員の任期の満了するときまでとする。
- 4 役員は、第23条第1項に定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬)

第29条 役員は、無報酬とする。

第5章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1)社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2)規則の制定、変更及び廃止
- (3)前各号に定めるものほか、この法人の業務執行の決定
- (4)理事の職務の執行の監督
- (5)理事長及び執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1)重要な財産の処分及び譲受け
- (2)多額の借財
- (3)重要な使用人の選任及び解任
- (4)従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5)内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務を適正に確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき。
- (2)理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3)前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4)第 26 条第 5 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 3 3 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第 3 項第 3 号による場合は、理事が、前条第 3 項第 4 号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第 3 項第 2 号に該当する場合又は第 4 号に基づいて監事から理事長に招集の請求があった場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があつた日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 3 4 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 3 5 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 3 6 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の時は議長の裁決するところによる。

- 2 前項に規定する可否同数の時の裁決を除き、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議及び報告の省略)

第37条 前条第1項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名しなければならない。ただし、理事長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印又は署名する。

(理事会運営規則)

第39条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第40条 この法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金を引き受ける者の募集をすることができるものとする。

(基金の取扱い)

第41条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第42条 この法人は、第48条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還の手続き)

第43条 基金の返還は、定時社員総会決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第44条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎年度終了後、理事長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、又は提供しなければならない。

(1)事業報告については、理事長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(2)貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第46条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第48条 当法人は、次の事由によって解散する。

(1)社員総会の特別決議

(2)社員が欠けたこと

(3)合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）

(4)破産手続開始の決定

(5)その他法令で定める事由

(残余財産)

第49条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、学校法人函館ラ・サール学園に贈与する。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第50条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の設立の日から令和7年3月31日までとする。

(設立時役員)

第51条 当法人の設立時役員は次のとおりである。

設立時理事 庄司 健人
設立時理事 宇佐見 純平
設立時理事 額賀 英之
設立時代表理事 庄司 健人
設立時監事 堀込 紀行

(設立時社員)

第52条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 北海道函館市深堀町1番2号
設立時社員 庄司 健人
住所 北海道函館市美原5丁目47番12号
設立時社員 宇佐見 純平
住所 北海道函館市末広町4番25号
設立時社員 額賀 英之
住所 東京都港区芝1丁目14番1-507号
設立時社員 堀込 紀行

(法令の準拠)

第53条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ファルコン設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和6年2月20日

設立時社員 宇佐見 純平

設立時社員 額賀 英之

設立時社員 庄司 健人

設立時社員 堀込 紀行